

西予市ジオパーク推進支援事業補助金交付要綱

平成26年 5 月 9 日

西予市告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、地域住民が大地を保全し、大地の遺産を教育に役立てるとともに、地域経済の持続的な活性化を推進するため、四国西予ジオパークの保全、教育及び地域振興に係る費用について、予算の範囲内において西予市ジオパーク推進支援事業補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条で規定する中小企業者、農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項で規定する農業生産法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営活動法人をいう。
- (2) ジオパークブランド活用 四国西予ジオパークのロゴマークやネーミングを活用し、地域特産品等の販売促進やブランド化を図るための調査研究及び開発等を行うこと。
- (3) ジオツアー 地域学習を目的として四国西予ジオパークを巡る観光
- (4) ジオサイト ジオパーク内にある地層や岩石を含む自然、文化的景観、文化財などの見どころ。
- (5) ジオツーリズム ジオパーク内で大地や自然、人々との関わりを楽しみながらする観光
- (6) ジオパーク学術研究 四国西予ジオパークにおける、地球科学分野、自然・環境科学分野、社会・人文科学分野等の調査・研究。
- (7) 地域特産品 地域資源を活用した商品であって、西予市内の産品であることを広報宣伝することによって、製品の評価や西予市あるいは四国西予ジオパークのイメージの向上に資するものと市長が認めたもの。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) ジオパークブランド活用事業
- (2) ジオサイト整備保全支援事業
- (3) ジオツーリズム整備支援事業
- (4) 市民ジオツアー支援事業

- (5) ジオサイト地域保全支援事業
- (6) ジオパーク学術研究支援事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認める事業
(補助対象者等)

第4条 前条各号に規定する事業の対象者、対象経費及び補助率等は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、西予市ジオパーク推進支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、西予市ジオパーク推進支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。なお、当該年度の前年度の市税完納状況を審査の対象とする場合もある。

(補助事業の変更承認申請)

第7条 前条の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる変更をしようとするときは、あらかじめ西予市ジオパーク推進支援事業変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金額の増減

(2) 総事業費の30パーセントを超える増減

(3) 整備、購入する施設又は物品等の機能、能力及び数量の大幅な変更

(補助事業の中止及び廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ西予市ジオパーク推進支援事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 事業実施主体は、補助事業完了後速やかに西予市ジオパーク推進支援事業実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、審査又は調査のうえ、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に

適合するものと認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、事業終了後速やかに西予市ジオパーク推進支援事業補助金精算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。ただし、市民ジオツアー支援事業を除く。

2 補助事業者は概算払の交付を受けようとするときは、西予市ジオパーク推進支援事業補助金概算払請求書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第14条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第15条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて補助事業に対し、補助事業の内容を検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。

(2) この告示により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。

(3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第62号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則([平成31年西予市告示第44号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和元年西予市告示第90号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和4年西予市告示第35号](#))

この告示は、公布の日から施行する。

附 則([令和7年西予市告示第150号](#))

この告示は、令和7年6月25日から施行する。

別表(第4条関係)

事業区分	対象者	対象経費	補助率	限度額
1 ジオパークブランド活用事業	市内に住 所又は活 動の拠点 を有する 個人、グル ープ、団体 及び法人	ジオパークのロゴマークやネーミングを活用した地域特産品等の販売促進に係る経費、及びブランド化を図るための調査研究及び開発等に係る経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、事業費が1万円以下の場合には対象外とする。	100万円
2 ジオサイト整備保全支援事業		ジオパーク内にある地層や岩石を含む自然、文化的景観、文化財など、ジオサイトの整備・補修等の保全活動や、案内板・説明板等の設置に係る経費	補助対象経費の3分の2以内(案内板・説明板等の設置については10分の10)。ただし、事業費が1万円以下の場合には対象外とする	100万円
3 ジオツアーリズム整備支援事業		ガイド育成や新規ツアーの開発を行う場合に係る経費及び農家民宿などの視察・研修に係る経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、事業費が1万円以下の場合には対象外とする。	50万円
4 市民ジオツアー支援事業	3人以上で構成されたグループ及び団体(そのうち2人は市内に住所を有する者とする。)	地域学習を目的として、四国西予ジオパークのジオサイト(別紙一覧表の1箇所以上・必ずガイドをつけること)を巡るツアーに係る交通費及び市内施設の入館料等に係る経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、次に掲げるものは対象外とする。 (1) 事業費5,000円以下 (2) レンタカー使用料 (3) 9人以下でのバス利用経費 (4) 10人以下での屋形船利用	5万円
5 ジオサイト地域保全支援事業	四国西予ジオパーク推進協議会との連携協力に関する協定を結んだ	地域におけるジオサイトの管理に必要な車代・燃料費等に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、事業費が1万円以下の場合には対象外とするとともに、申請は1団体につき年1回までとする。	5万円

	3人以上で構成されたグループ及び団体（そのうち2人は市内に住所を有する者とする。）			
6 ジオパーク学術研究支援事業	市内外の学生又は教員若しくはそれらの者で構成されたグループ及び団体	四国西予ジオパークにおける調査・研究を行う際に利用する市内宿泊施設の宿泊費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、事業費が1万円以下の場合には対象外とする。	個人 3万円 グループ 10万円
7 その他特に市長が必要と認める事業	市長が認めるもの	その他特に市長が必要と認める事業に係る経費	市長が認める額	